



# 農業委員会だより

No. 18 2014年3月発行

編集/発行 本別町農業委員会

会長 山西 輝美

本別町北2丁目4番地1 TEL22-8125

## 農業委員会活動報告

### 農地関係取扱件数 (H25.4~12)

#### ☆移動・設定

農地法3条・基盤強化法による農地の移動

法	所有権移転		賃借権の設定	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
3条	6	67.80	32	225.87
基盤	19	128.26	26	130.47

#### ☆農地転用

農地法4条、5条転用

法	件数	面積 (ha)	
		所有権移転	賃借権設定
4条	5	1.55	
5条	5	0.14	1 0.09

農地の移動を伴う  
転用は農地法5条  
で許可します



立派なハウスで麦の研究も

そんな見学の途中、逃げた子牛を必死に追いかける学生の姿は、どこかホッと和まされる光景でした。

が本別の農大!」と誇りに思つた研修会でした。

全国各地で活躍する未来の担い手を育成できる環境にあります。近くにありながら普段は外観しか見ることのない本町の委員

も、驚きとともに「さす

がり解消の要請、解消方法の提示など農地としての適正利用のため日頃より活動しています。

これまで、ハウス見学の際にメロンのほ場にいた男子学生は、細かなコスト計算と比較栽培などの研究をしていると話してくれました。

### 農用地利用状況調査 農地パトロール

平成25年9月5日



を中心に、早期解消を図る対策の必要性を確認しました。

対策チームでは耕作放棄地ごとに担当を決め、所有者からの聞き取りから解消の要請、解消方法の提示など農地としての適正利用のため日頃より活動しています。

今後の国による制度変更やTPP協議の結果で耕作放棄地がどのような影響をうけるかは不明ですが、農地を農地として有効に活用するためにも早急に解消を図る努力が必要です。

21年の農地法改正で義務付けされ、毎年実施しています。 今回は継続して対策中の町内に点在する耕作放棄地約44ヘクタールを巡回して現状を確認し、今後の対策を話し合いました。

現状としては一部改善がみられるものの、依然として指導が必要な状況であり、委員で構成した

耕作放棄地対策チーム



## 農業委員 管外視察研修

### 農地中間管理機構

平成 25 年 11 月 27 ~ 28 日

本年度は公益財団法人  
北海道農業公社と北海道  
農業会議、江別市農業委  
員会で研修を行いました。

### 北海道農業公社

#### 事業の概要

財団法人北海道農業開  
発公社は平成 24 年に「公  
益財団法人北海道農業公  
社」に改称し、次のような  
新規就農を行っています。  
①新規参入者の就農相  
平成 24 年度は 683 人が  
新規就農を希望しまし  
た。  
②就農支援資金の貸付  
4 年以内、5 万円～20  
0 万円など  
③研修教育体制の整備  
研修者の家賃助成、就農  
アドバイザーの設置、大  
特免許取得支援ほか  
④就農促進の啓発広報  
⑤グリーンパートナー対  
策（配偶者対策）など

称）は全国で約 40 万 ha に  
達する耕作放棄地を機構  
が借り受け、扱い手に貸  
し付けるというもので  
す。

規模拡大や農地集積、  
区画の大型化、負担なし  
の基盤整備など出し手、  
受け手双方のメリットが  
打ち出されていますが、  
今後どのようなルールに  
整備されていくのか注視  
していく必要があるとの  
ことでした。

### TPP 情勢

TPP をめぐる情勢に  
ついては、遅れて参加し  
た日本がその主張を実現  
するのは難しく、また交  
渉全体としても早期の決  
着は困難ではないかとの  
見方がある模様です。  
情報公開については一  
切秘密とされている一方  
で、アメリカなどでは業  
界団体に情報提供がされ  
ていることも明らかにな  
っています。

北海道、十勝においては、T  
PP に参加したなら農業  
とその関連産業が壊滅的  
打撃を受けるのは間違  
いなく、結果的に北海道  
経済、十勝経済が立ち  
かなくなるものです。引  
き続き TPP 参加反対運  
動の継続が必要です。

### 耕作放棄地の発生防止

対策としては、農地の  
相続等の届出制度が創設  
され、農業委員会は相続  
による農地の所在を把握  
するものとなりました。  
利用状況についても、  
農業委員会が調査を行い  
農地を適正に利用するよ



### 江別市農業委員会

②北斗市の女性農業委  
員会の役割の変化などに  
ついて研修しました。

うに指導、勧告を行うも  
のとなっています。  
また、耕作放棄地を再  
生したり、土づくりや加  
工販売の試行、施設整備  
等を総合的に支援する耕  
作放棄地再生利用緊急対  
策という事業も実施して  
います。

21 日の活動研修会では、  
①全国農業会議所による  
農業情勢報告として、農  
業委員会の役割の変化などに  
ついて研修しました。

耕作放棄地解消の取組  
前述の耕作放棄地再生  
利用緊急対策を活用し、  
市内に放置されていた水  
田跡地に排水工、整地、  
無材暗渠工などを施して  
畑に再生し、今後は 5 年  
間の賃貸の後、売買によ  
る所有権移転を計画して  
います。

### 耕作放棄地解消の取組

②北斗市の女性農業委  
員会の活動が報告され、「女性  
のための農地相談会」な  
どが紹介されました。

③上ノ国町農業委員会の  
耕作放棄地再生の事例が  
報告されました。農地不  
足の農家と耕作放棄地を  
結びつけ、耕作放棄地再  
生利用緊急対策を利用し  
て、5 件で約 15 ha の農地  
を再生しました。

④標津町農業委員会の交  
換分合事業が報告されま  
した。43 戸も離農する状  
況の中、490 ha の実施  
面積となりました。

22 日の農業者年金研究  
会では相続・贈与に関す  
る講演が行われました。

## 農業委員活動研修会 & 全道農業者年金研究会

平成 26 年 1 月 21 、 22 日

# 農地を転用する場合には、農地法による手続きを！

農地を転用する場合には、農地法の許可が必要ですが、許可を受けないで行われる、いわゆる「無断転用」が後を絶ちません。

農業者をはじめ、開発などに携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、法令遵守に努める必要があります。

## 農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する事を目的として設けられています。

## 農地転用とは

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林など農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置き場や砂利採取場などに利用する場合も転用になります。

農地を転用して住宅や工場などを建設する場合、農地法以外にも農振法や都市計画法などの他法令によって建設等が規制される場合があります。この場合には、他法令による許認可等が得られる見通しがない限り農地転用の許可は行われません。



## 農地転用許可の基準

市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準（農地区分）に応じて、次により転用の可否が判断されます。

農業振興地域

### 農用地区域内農地

原則転用は不可。  
転用するためには区域からの除外が必要です。

第1種農地  
第2種農地  
第3種農地

都市計画区域内用途地域

第3種農地に区分されます。

### 農地区分

### 要件

### 許可の方針

農用地 区域内 農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
第1種 農地	<ul style="list-style-type: none"><li>・集団農地（10ha以上）</li><li>・農業公共投資対象農地</li><li>・生産力の高い農地</li></ul>	原則不許可  ただし、土地収用法対象事業等公益性の高い事業の用に供する場合は許可
第2種 農地	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地</li><li>・市街地として発展する可能性のある農地</li></ul>	第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種 農地	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市的整備がされた区域内の農地</li><li>・市街地にある農地</li></ul>	原則許可

※立地基準のほか、事業実施の確実性や周辺農地への被害防除措置（一般基準）についても審査が行われます。

※表は、本別町の実態に即して「甲種農地」などを省略して作成しています。

# 農地の手続きこんな時！

農地は主に『農地法』で厳しく規制されています。

農地のことでなにか動きがある時は、事前にこの表でチェックし、農業委員会に問い合わせましょう。

農地を貸したい。借りたい。

農地を売したい。買いたい。

農地をあげたい。もらいたい。

農地の所有者が死亡した。

農地に住宅、施設を建てたい。

農地を施設への通路や資材置場にしたい。

一時的にイベント会場や駐車場にしたい。

農地を買って、住宅などを建てたい。

農地を借りて、倉庫などを建てたい。

業者が砂利採取し、良好な農地にする。

農地法3条

賃貸(有償)  
使用貸借(無償)

売買

贈与

相続・遺贈

農地法4条

転用

一時転用

農地法5条

転用または  
一時転用を  
目的とした  
賃貸・売買  
使用貸借など

## 農業委員会の許可が必要です！

☆双方で契約をした後、許可申請書を作成して農業委員会に提出します。

自分で作成できない場合は行政書士などに依頼します。

☆農業委員会総会で審議し、許可相当と認められて初めて契約の効果が発生します。

☆基盤強化法での賃貸・売買は、農地法に定められた許可是不要です。

農業委員会の許可はいりませんが、『届出』が必要です。  
まずは農地の相続手続きを行ってください。

(農業委員会では相続の手続きはできません。)

## 農業委員会の許可が必要です！

☆配置図や求積図など添付書類を添付して、許可申請書を農業委員会に提出します。

自分で作成できない場合は行政書士などに依頼します。

☆現地調査、農業委員会総会を経て、北海道農業会議に諮問します。諮問結果の答申が出て初めて許可となります。

☆農業振興地域に指定されていると、許可まで3~6ヶ月かかる場合があります。

### ◆転用許可申請から許可までの期間(例)

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月

農地法 申請 約2ヶ月間 許可

•倉庫、牛舎などの農業施設

8月 約2ヶ月間

農振法 申請 許可

•住宅等の農業施設以外

約3ヶ月間

申請 約6ヶ月間 許可

# それ、農業委員会の許可、届出が必要なハズですよ。

と、なる前に。地域の農業委員または農業委員会事務局にお問い合わせください。☎ 22-8125



ご存知ですか

# 「アドバイザー」と「利用調整委員」

農地の売買・賃貸を相対で行わず、受け手の選択や金額を農業委員会に委任する方法があります。その業務の中で、農業委員は「アドバイザー」「利用調整委員」という役割を担います。それぞれの役割で、実際にどのような業務が行われているのか紹介します。

## アドバイザー

### 利用調整委員と地域のパイプ役

申出があった農地のある地域の農業委員がアドバイザーになります。※例外有

#### アドバイザーの業務

調整がスムーズに進むように調査します。わからない事があればアドバイザーへ！



#### ★ 受け手を探す

- ・「農地情報」を地域に回覧します。
- ・適格者への声かけや、地域で集会を開き説明などをします。
- ・農地についての質問などに答えます。

#### ★ 農地の状況を調査

- ・利用調整委員に説明できるよう、所有者、利用者、地域の農業者から聞きとりなどを行います。

##### ○確認する項目の例：

作業道の確保状況、農地の境界、年間を通しての生産性や排水性、過去の基盤整備の状況、水道・ガレキなどの埋設物の有無、その他評価の参考になる事例

#### ★ 地域と利用調整委員との橋渡し

- ・出し手からの要望や地域からの声を利用調整委員に伝えます。

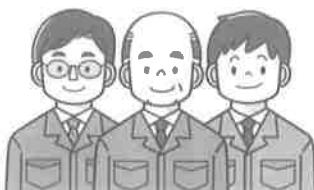
## 利用調整委員

### 最適な相手に適正価格で

3人以上の農業委員で利用調整班を構成し、申出があった順に担当します。※例外有

#### 利用調整委員の業務

どの班が担当してもほぼ同じ結果が出るシステムを採用し、適正価格の提示に努めます！



#### ★ 農地の評価

- ・実際に農地に入り、アドバイザーから意見を聴取しながら「土地評価表」に基づき評価、適正な価格を算出します。

##### ○評価項目の例：

土質、表土の厚さ、排水性、形状、れき、傾斜、作業道の有無、災害の有無、面積、日照など

#### ★ 受け手の選定

- ・受け手の希望者が複数の場合、様々な条件を考慮して優先順位を決定します。

#### ★ 利用調整委員会の開催

- ・出し手と受け手希望者を招集し、調整結果の提示と意向の確認を行う「利用調整委員会」を開催します。
- ・出し手と受け手、双方の合意が得られれば契約を行います。

より実態に即した農地の状況を調査するため、当事者はもちろん近隣の方にお話しを伺うことがありますので、ご協力をお願いします。

# 元気な女性の雑感 第12弾

『農外』からの

お嫁さん



と大地の中で』という曲です。そのころ見た国道242号沿いの夕日は、まさに歌詞のとおりでした

た

## 外に出て人とつながる

結婚当初、義母の美知子さんからは「なるべく外出に出なさい」と言われたそうです。そこで何と美紀さんは、北海道のJA小豆畠でインタビューしました。

## とにかく北海道に憧れ

美紀さんは和歌山県生まれの鹿児島県育ち、東京で共同保育所の保育士をしていました。18年前に夫の一成(かずしげ)さんと東京で出会い、結婚。以後は現在地で農業を営まれています。家族は一成さんの父母、2人の息子さんの6人家族です。

「とにかく北海道に憧れていました。そのきっかけは松山千春の『大空

なども難なくこなします。この日は家族と共に小豆の種草取りに汗を流していました。「知らない人と話すのは苦手。でも知らない所への一人旅は好き」といふ美紀さん。時々、東京の保育士時代の「教え子」が訪ねてくれるそうです。出会いをとても大切にしている美紀さんです。

夫婦ふたりの職業が子供の夢に

今農業についてどう思うかと聞くと「結婚当初今は様変わりしたと 思います。誰でも手軽に情報が得られ、自分の町だけにとどまらずいろいろな人とのつながりができるようになりました。また、地域の人々はみんな優しく、農業技術も高いと思います」と話していました。

美紀さんは、トラクタの簡単な作業やダンプに乗つて資材を運ぶ作業

# 農業委員が替わりました

## 【退任のご挨拶】川上 茂男（美蘭別）

平成25年7月22日より、農協理事の改選による農協推薦委員の変更がありました。

農業委員の業務は農地の賃貸、売買だけでなく農地転用や耕作放棄地の解消など農地に関する様々な問題に対処しなければなりません。難しい仕事ではありますが、仕事を継いで頂く新津委員におかれましては本別町の農業の発展に更なるご尽力を頂きたいと思いま

## 【就任のご挨拶】新津 初男（清里）

この度の農協役員改選に伴い、二期にわたり御尽力いたいた川上委員の後を受け、農協推薦農業委員として就任いたしました。

今後は微力ではありますが、本町の地域農業振興に努力していただけますようお願い申し上げ、就任関係各位、皆さま方にご指導いただきますようお願い申し上げ、就任のご挨拶といたします。

委員、事務局の皆さんのが今後の躍進とご多幸、農業委員会の益々の発展を祈念申し上げ退任の挨拶といたします。

## 本別町賃借料情報

平成21年の農地法改正により、標準小作料は廃止され、農地法第52条の規定に基づき農業委員会が農地の賃借料情報を提供することとなっています。

農業経営基盤強化促進法で賃借され公告した本別町の実勢賃借料を集計しましたので、賃借料の判断材料としてご活用ください。

### H25年1月～12月に公告した賃借料水準 (畳: 10aあたり)

最高額	最低額	平均額	データ数
8,710円	4,400円	6,350円	9筆

※件数が少ないため、地区別ではなく、町内全体で提供します。

※金額は算出結果の10円未満を四捨五入しています。

※平均額は加重平均したものです。



## Q: 農業者年金には税制面で何かメリットはありますか?

**A: お支払いいただいた保険料は全額社会保険料控除の対象になりますので、税金が安くなります!**

加入者が支払った保険料は、納税申告の際、その全額が社会保険料控除の対象となりますので、**所得税・住民税が節税**になります。

節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15%以上になります。

また、保険料などの年金資産は農業者年金基金が運用していますが、その**運用収益は非課税**です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、**公的年金等控除の対象**となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。

つまり、公的年金として入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

### 保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)試算

税率	加入者の支払った保険料が			
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	1万8千円	3万6千円	9万円	12万1千円
20%	2万4千円	4万8千円	12万円	16万1千円
30%	3万6千円	7万2千円	18万円	24万1千円

(注)保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

奥様などご家族の方の保険料を、ご主人が自身の保険料と併せて支払った場合も、そのすべての保険料額がご主人の社会保険料控除の対象になります。



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

**独立行政法人  
農業者年金基金** **〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F**  
**電話: 03 (3502) 3942 FAX: 03 (3592) 2660**  
**<http://www.nounen.go.jp/>**

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!

昨年の夏は猛暑で西日本では雨が降らずダムが湯水状態。かと思えば東日本では各地で災害が出るほどの大雨水が降った。北海道でも道南で列車が脱線、北見地方ではビーチが流されるほどの被害が発生しており、自然の脅威を見せつけられた。十勝では隣町の上士幌町、足寄町で記録的な大雨が降り、本町では幸い畑の端が掘れる程度の被害しか聞いていないが、対岸の火事と悠長に構えていたられるほど穏やかな気候ではなくなっているよう気がする。大きな台風も立て続けに来た。2020年のオリンピックを東京に招致するスピーチの際に、安倍首相は汚染水について「完全にコントロールでシマを解決することなく穏やかに6年後を迎える」と発言したが、想定外の雨量で流出が続き、フクシマを解決することなく穏やかに6年後を迎えることはとても考えづらい状況だ。社会情勢、気にならることは山積みだが、自然相手の我々農業者としては今年の天気だけでも穏やかであつて欲しいと切に願う。

編集後記